令和7年自転車指導啓発重点地区・路線

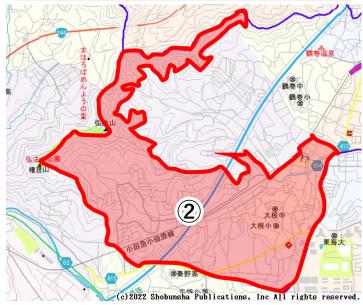
【秦野警察署】



- ①~②の地区・路線で、 よく見られる自転車利用者の違反形態
 - ○歩道での歩行者妨害等
 - ながらスマホ
 - 踏切一時不停止

① 県道70号(秦野清川)

- ・県道70号に接するヤビツ峠は、ロードバイクを乗る 者の中では「聖地」と言われ、ヒルクライム目的の通 行者が多く、単独転倒等の物件事故が発生。 (令和6年中、人身事故2件)
- ・交通事故防止及び自転車利用のマナー改善が求められる路線となっているため。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

- ② 南矢名地区(小田急線東海大学前駅周辺)
 - ・買物等での<u>自転車利用者が多く、並進や歩道通行する</u> 自転車も多い。
 - ·<u>自転車関連事故が多発</u>傾向 (令和 6 年中、人身事故 4 件)
 - ·自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

1 歩道は、歩行者優先!

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 運転中のながらスマホの厳罰化!

ながら運転は片手運転になることで、<u>周りの危険を発見することが</u>できず、重大な交通事故につながるため大変危険であり、令和6年11月1日から厳罰化されました!絶対にやめましょう!

3 「止まれ」では確実に一時停止を!

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。